

〔平成二十三年三月三十一日  
参議院内閣委員会〕

内閣府設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は平成二十三年東北地方太平洋沖地震による被害の甚大性・広域性等にかんがみ、地域自主戦略交付金についてはその存続の是非も含め、平成二十四年度以降の取扱いについて検討し、平成二十三年中に結論を得るものとする。

右決議する。